

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資課

1. 基本情報

国名：ザンビア共和国（ザンビア）、マラウイ共和国（マラウイ）

案件名：南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業

L/A 調印日：2021年3月16日

2. 事業の背景と必要性

（1）ザンビア、マラウイ国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

農業は、サブサハラアフリカ地域において就労人口の約 55%を占める主要産業であるものの、農業が GDP に占める比率は約 16%に留まっており、農業セクターの高付加価値化が当地域の更なる経済成長のポテンシャルの一つとされている。ザンビア、マラウイにおいても、農業が就労人口に占める比率は各々約 54%、72%であるものの、農業が GDP に占める比率は約 3%、25%であり、生産分野の生産性向上に加えて、バリューチェーン強化を通じて、流通・加工分野を含めた産業全体の高付加価値化の余地が大きい。当地域における基礎的な蛋白源の一つである大豆についても、加工品である大豆油や飼料の需要は大きい、大豆油の約 3/4 を輸入に頼っている状況である。

かかる状況下、農業セクターの付加価値向上は、ザンビア、マラウイ政府の開発政策において重要なものとなっている。ザンビア政府は、2017年に策定した当国の第7次国家開発計画（7NDP）において、「多様で包摂的な経済成長」を掲げ、農家の生計向上、農業の付加価値向上を戦略としている。マラウイ政府は、2017年に策定した当国の成長開発戦略（MGDS III）において、「持続可能な農業、及び気候変動・水問題への対応」を最上位目標の1つとしており、開発目標の1つとして農業市場と農産加工品の増大を掲げている。加えて、昨今の新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」という。）の感染拡大とその影響が世界的に広まる中、農作物を確実に流通・加工・販売するバリューチェーンを維持し、経済活動を持続させることは、特に農業分野への依存が大きいザンビア・マラウイを含めたアフリカ各国で重要な課題である。

本事業は、アフリカを中心に事業を展開する大手農業商社である ETC Group とそのグループ会社（以下、「ETC グループ」という。）がザンビアとマラウイにおいて大豆の加工工場を整備するものであり、バリューチェーン強化を通じた農業の高付加価値化が期待される。また、ETC グループは農作物の自社生産は行っておらず、農村部の自社拠点（ファームゲート）を通じて主に周辺の小規模農家から農作物の買付を行っており、加工工場の整備により大豆調達を拡大さ

せることで小規模農家に対する安定的な大豆販売先になることも期待される。また、ETC グループは、取引先農家に対する土壌診断、肥料・種子・農薬の選定といった営農指導もファームゲートで行っている。産業の高付加価値化による経済成長への貢献、雇用創出に加えて、加工産業による域内での大豆調達の拡大を通じて、周辺の大豆生産農家の生産性向上・所得向上も期待される。

(2) ザンビア、マラウイにおける農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

TICAD 6 ナイロビ宣言 (2016 年) において、「フード・バリューチェーン」を含む「経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」を 3 つの柱の 1 つとして合意しており、日本政府も支援を表明している。さらに TICAD 7 横浜宣言 (2019 年) においても、同支援の重要性が再確認されている。

日本政府の「対ザンビア共和国国別開発協力方針」(2018 年) では、「鉱業への過度の依存から脱却した多角的かつ強靱な経済成長の促進」を大目標に、民間セクターや農業セクターにおける「産業の活性化」を重点分野 (中目標) としている。「対マラウイ共和国国別開発協力方針」(2018 年) では、「持続的・自立的な成長のための基盤づくり」を大目標に、「農業の産業化の促進」を重点分野 (中目標) としている。加えて本事業は、民間企業向け長期資金の供給の観点から「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 4 フェーズ (EPSA4)、及び域内の連携と自立的発展を促進する観点から「自由で開かれたインド太平洋構想」における経済的繁栄の追求に資するものである。

また JICA は、南部アフリカの農業セクターに対する技術協力、とりわけ市場志向型農業振興 (SHEP)、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) 等を通じて、当地域の農業バリューチェーン及び小規模農家の基盤強化を図るべく支援している。

さらに、IMF・世銀春季会合 (2020 年 4 月 20 日) における日本国ステートメントにおいて、日本政府は、開発途上国における経済活動の維持・活性化を図ることが世界経済全体の早期回復につながる点に触れ、開発途上国の持続可能な貧困削減・成長促進に資する取組 (ポスト COVID-19 対策) を継続することの重要性も強調している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ETC グループが南部アフリカのザンビア、及びマラウイにおいて展開する農作物加工工場の建設・運営と地場産農作物買付事業に対する融資を通じ、農業バリューチェーンの強化を図り、もって当地域の農業開発推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ザンビア（ルサカ）、マラウイ（リロングウェ）

(3) 事業内容

農作物加工工場の建設・運営、車両・機材の調達、農作物買付

(4) 総事業費

99.5 百万米ドル

(5) 事業実施体制

1) 借入人：ETC Group

2) 事業実施機関：Parrogate Ginneries Limited、AVC Industries Pvt Ltd、Export Trading Company Limited (Malawi)

(6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。

③ 環境許認可：本事業を通じて整備される工場のうち、ザンビアのルサカ大豆加工工場フェーズ1～2については、環境影響評価（EIA）の作成と当局の承認が義務付けられており、ドラフトを作成済。2020年11月に環境当局の承認を得ている。マラウイのリロングウェ大豆油加工工場については、環境影響評価（EIA）はドラフトを策定済。

④ 汚染対策：ザンビアの工場に関しては、すでに工場の整備は完了し、供用時には、大気質、水質、騒音等について、トラックのメンテナンスや利用水のリサイクル、工事稼働時間の制限等の対策が取られる。マラウイの工場新設に関し、工事中と供用時の大気質、水質、騒音等については、当国国内の排出基準及び環境基準を満たすように散水、防塵シート、集塵機の導入、漏洩防止の効果があるプラスチックパイプやモニタリング用の観測井の導入、利用水のリサイクル、作業時間の制限等の対策が取られる予定。

⑤ 自然環境面：いずれの工場とも、事業対象地は国立公園・自然保護区等の影響を及ぼしやすい地域には該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であることを確認済み。

⑥ 社会環境面：いずれの工場とも、非自発的用地取得・住民移転を伴わないことを確認済み。

⑦ その他・モニタリング：いずれの工場とも、本事業は工事中、供用時

共に ETC グループ傘下の事業実施者が、大気質、水質、土壌、騒音等のモニタリングを実施する予定。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>ジェンダー主流化ニーズにつき確認したものの、ジェンダー主流化に資する具体的な取組を含めるに至らなかったため。

(7) その他特記事項

特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2019 年実績値)	目標値 (調印から 7 年後)
生産設備容量（ザンビア）	na	160,000 MT/年
生産設備容量（マラウイ）	na	40,000 MT/年
本事業に係る国内大豆調達量（ザンビア）	na	85,000 MT/年
本事業に係る国内大豆調達量（マラウイ）	na	40,000 MT/年

2) インパクト

(1) 定性的効果

農業開発推進、持続可能な農業の普及、持続可能な産業の育成、小規模農家の所得向上、雇用の促進

5. 前提条件・外部条件

特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ミャンマー連邦共和国向け砂糖工場建設事業（評価年度 2001 年）の事後評価では、周辺農家を買取価格のより高い作物へ転作し原料のサトウキビが不足し工場稼働率の低下につながったことから、事業の継続的な効果発現のために、農産物価格の見通し、適切な工場ロケーション、農家の動向把握が重要であるとの教訓を得ている。ETC グループは、農村部の自社拠点（ファームゲート）を活用し、市場価格に準じて農家から原料を買い取るもので、必要十分な調達拠点・人

員を地場に配置し農家動向を把握しており、また大豆需給や立地も含め、一定程度の農家からの原材料の供給が確保されるため、本件に大きな懸念なし。

7. 評価結果

本事業は、当地域の課題・開発政策、並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、ザンビア及びマラウイの農業バリューチェーンの強化を図り、もって当地域の農業開発推進に寄与するものであり、SDGs ゴール 9（持続可能な産業）、ゴール 2（食料安全保障、持続可能な農業）及びゴール 17（パートナーシップ）に貢献し、さらに COVID-19 下における農業バリューチェーンに資することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 調印から 7 年後 事後評価

以 上